

# 野菜価格安定制度の経済分析（Ⅱ）

—特に制度運用基準価格について—

藤谷 築次・東 秀輝

CHIKUJI FUJITANI, HIDEKI AZUMA

The Economic analysis of the effects of vegetable price stabilization systems  
especially on the basic prices for the working of the systems

**要旨**：野菜価格安定制度の合理的なあり方とその運用の適正化を図るために、制度の基本となる運用基準価格の適正妥当な設定が重要であるが、その方法論はほとんど開発されていない。

本稿では、国の制度の他、京都府、東京都、神戸市の諸制度を手がかりに、制度運用基準価格の機能ないし性格を吟味し、制度の類型区分を行うと共に、特に保証基準価格の設定のあり方について理論的な考察を行った。また、冬キャベツを事例に、制度運用基準価格設定の基礎となる価格発現度数の計測を行ない、それを用いて、各制度の諸特性を比較検討した。

その結果、①保証基準価格は、業務対象年間を通じて制度的に実現が保証されるべき価格と考えるべきではなく、保証されるべき価格水準の実現を助成する価格として位置づけられべきこと、②その設定水準は、政策的に追求されるべき保証価格水準のみならず、対象野菜の価格変動パターンに留意すると共に、最低基準価格、上限卸売価格等、他の運用基準価格との相互関連に十分留意すべきことが、明らかとなった。

## I. 課題

野菜価格安定制度は、今日国の農産物価格政策体系の中において次第にウエイトを高めて来ているし、また各地方自治体の行政施策としても重要な位置づけが与えられて来ている。しかも、同じく野菜価格安定制度と称されるものの中にも、生産者対策を中心的視点とするものもあれば、消費者対策的視点を併せもつ制度もあり、制度の仕組みは多様化して来ている。

本稿の課題は、これら野菜価格安定制度の主要事例を手がかりに、各制度の諸特性を生み出す保証基準価格等の制度運用基準価格について若干の検討を試みることである。

特に次の諸点について検討を進めた。

第一。野菜価格安定制度における諸種の運用基準価

格についてその機能ないし性格を吟味し、それをふまえて、制度の類型区分を行うこと。

第二。制度運用基準価格のうち、その中核的位置づけが与えられている保証基準価格について、その適正妥当な水準を決定する方法について検討すること。

第三。冬キャベツを事例に、制度運用基準価格設定の基礎となる価格発現度数の計測を行ない、それを用いて、各制度の諸特性を比較検討すること。

## II. 野菜価格安定制度の運用基準価格と制度の類型区分

1. 野菜価格安定制度における運用基準価格の意義  
表1は、国の制度（野菜生産出荷安定資金制度）の

京都府立大学農学部農業経営学研究室

Laboratory of Farm Management, Faculty of Agriculture,  
Kyoto Prefectural University, Kyoto, Japan.

昭和54年7月28日受理

表1 代表的な野菜価格安定制度の運用基準価格

	国	京都府	神戸市	東京都	
制度運用基準価格	基礎価格 (A)	すう勢値 $A_N$ (卸売価格)	すう勢値 $A_F$ (粗収益額)	標準生産費 $A_K$	国の保証基準額 $G_N$
	保証基準価格 (G)	$A_N \times 0.9 = G_N$	$A_F \times 0.9$	$A_K \times 0.85$	$G_N + \alpha$
	[補てん率 (g)]	1.0または0.8	1.0	1.0	1.0
	最低基準価格 (L)	$A_N \times 0.5 = L_N$	—	—	国の最低基準額 $L_N$
	高収益積立基準価格 (R)	—	$A_F \times 0.6$	—	—
	上限卸売価格 (H)	—	—	$A_K \times 2.6$	$G_N \times 2.3$
	生産者打ち切り価格 ( $H_0$ )	—	—	$A_K \times 2.9$	—

他、地方自治体の代表的な事例である京都府（野菜経営安定資金制度）、神戸市（野菜契約栽培事業）及び東京都（野菜価格安定供給事業一価格差補給方式一、ただし、昭和54年度から廃止された）の各制度の概要を、運用基準価格を中心に示したものである<sup>1)</sup>。

ここで運用基準価格とは、制度の仕組みを基礎づけ特徴づける価格のこと、制度の運用主体があらかじめ設定し、かつ公表しており、実勢価格の変動局面に対応して制度の機能が発動される基準値となる価格を言う。

国の制度の場合の運用基準価格は保証基準価格 (G)（正式には保証基準額）と最低基準価格 (L)（正式には最低基準額）の二つであるが、京都府の制度では、Lではなく、それに代って、高収益積立基準価格 (R) が設定されている<sup>2)</sup>。次に神戸市の制度では G は設定されているが L ではなく、それに代って上限卸売価格 (H) と生産者打ち切り価格 ( $H_0$ ) が設定されている<sup>3)</sup>。東京都の制度は国の制度を土台としているので、G(都の制度では下限価格という)、L が設定されており、他に H(都の制度では上限価格という) が設定されている。

このように、野菜価格安定制度と一口に言っても、設定されている制度運用基準価格の種類と組み合わせは相互に異っている。それが制度の仕組みの相違であり、制度の狙いや効果の差異を生み出すのである。

ここで、各運用基準価格の意義ないし性格を明確にしておこう。まず保証基準価格 (G) は、市場価格がこの基準価格を下回ると（制度によって、日別認定方式と旬別平均単価、さらには月別平均単価による認定方式があるが）生産者に補給金が交付される補てん発動基準価格である。制度が生産者対策としての機能を発揮するのは、基本的にはこの G 価格の設定によっている。

ところで、各制度において、運用基準価格、特に保

証基準価格 (G) の設定の基準数値が何に求められているかは興味深いところである。同表に基礎価格 (A) として示したように、国の制度では、卸売市場価格のすう勢値が、また京都府の制度では、粗収益保証という独特の方式であるが、基礎数値としては過去の実現粗収益のすう勢値が用いられている。これに対して神戸市では、その年々の標準生産費が用いられており、東京都の場合も、国の制度の上積みという形をとっているから、形式的には、国の保証基準額  $G_N$  が基礎価格となってはいるが、それに上積みする  $+\alpha$  の設定は対象産地からの要求生産費が base となっての交渉で決められるから、考え方としては神戸市のそれに近いとみてよいであろう。さらに G の設定水準が、国、京都府では基礎価格 (A) の 90%、神戸市ではその 85% となっている点も後の考察の対象とされる。

補てん率 (g) は、制度運用基準価格ではないが、それに準ずるもので、市場価格と保証基準価格 (G) との差額の何割を補てんするかを示す。現行の各制度では、ほとんどの場合 1.0 に設定されているから、補てん額は、ほとんどの場合保証基準価格 (G) と市場価格との差額全額となる。

最低基準価格 (L) は、市場価格  $P_t$  がこの価格を下回った場合、 $(L - P_t)$  分は補てんの対象とならないことを示すもので、いわゆる足切り発動のための基準価格である。その結果、補てん額は、L と G との差額になる（補てん率が 1.0 の場合）。L が設定されていない場合は、いくら市場価格が暴落しても、保証基準価格との差額が全額補てんされるわけで、それだけ必要造成資金額が大きくなることは言うまでもない。京都府の制度だけに見られる高収益積立基準価格 (R) は、市場価格がこの価格を上回った場合に、生産者に、その差額の全部または一部の積み立てを発動する価格で、その分だけ安値時の補てん財源が増すこととなる。

$R$  の設定は、一般に生産者の理解が得られにくいとされているが、受取り価格（または粗収益）の安定化を徹底しようすれば、当然考慮されるべき運用基準価格である。京都府の現行制度では  $R$  の水準は、趨勢値の約1.6倍に定められている。

上限卸売価格 ( $H$ ) は、神戸市と東京都の制度に導入されている。これは、市場価格の高騰を、この価格を限度に抑えるためのもので、市場価格が  $H$  を上回りそうになると、セリ止めが行なわれる。先の保証基準価格  $G$  が、生産者対策としての機能發揮のための運用基準価格であったのに対し、この上限卸売価格は、消費者対策のためのそれであることは言うまでもない。 $H$  の水準は、神戸市では  $A_K$  の約2.6倍、東京都では  $G_N$  の約2.3倍に定められている。

生産者打ち切り価格 ( $H^\circ$ ) は神戸市独特の運用基準価格である。これは、上限卸売価格 ( $H$ ) でセリ止めが行なわれた場合、 $H^\circ$  と  $H$  の差額を、生産者に、価格高騰の利益が得られなかった一種の見舞金として支給するもので、神戸市の現行制度では  $A_K$  の約2.9倍の水準に定められている。この運用基準価格の機能は、価格高騰時の品不足の状況のもとで、契約产地が、契約条件の許容限度内においてとはいえ、仕向け市場への出荷量の削減行動をとることを抑制しようとする点にある。

## 2. 運用基準価格の組み合わせによる制度の類型区分

以上に見てきたように、野菜価格安定制度の運用基準価格には各種のものがあり、それぞれ制度の狙いないし機能を発揮するために設定されているが、現状ではここで示した4つの制度に組み込まれている5種類の価格以外には、同種制度の運用基準価格は案出され

ていないようである。

ところで、これら5種類の制度運用基準価格を、現行の各制度の個性を形づくっている要素としての位置から切り離して、機能的にとらえた場合、それらの基準価格の組み合わせによって、現行制度とは別の新しい制度を創出することが可能である。全ての組み合わせの場合の数60種のうち、経済的に有意な組み合わせパターンは12種類、すなわち、12種の制度を設定することができるが、それを制度類型として、整理したのが表2である。

まず、制度の基本的運用基準価格を保証基準価格  $G$ 、最低基準価格  $L$ 、上限卸売価格  $H$  の3種とし、この3種の運用基準価格の有意の組み合わせによる制度類型を基本型と名付けよう。そのうち  $G$  のみがセットされたものをI型、 $G$  と  $L$  がセットされたものをII型、 $H$  と  $G$  がセットされたものをIII型、 $H$ 、 $G$ 、 $L$  の3者がセットされたものをIV型とする。基本型のII型は国の制度であり、そのIV型が東京都の制度であることは言うまでもない。次に、基本型の変型として、基本型に高収益積立基準価格  $R$  を加えたものを変型[i]型、基本型に生産者打ち切り価格  $H^\circ$  を加えたものを変型[ii]型、 $H^\circ$  と  $R$  の両方を加えたものを変型[iii]型と名付ける。京都府の現行制度はI型の変型[i]であり、神戸市のそれはIII型の変型[ii]である。なお、I型、II型が生産者対策を第1義的な狙いにしているのに対して、III型、IV型は生産者対策、消費者対策の両機能をもつ制度として位置づけられる。

この表から注意を喚起したいのは、次の諸点である。

第一。現行制度はいずれも3種以内の運用基準価格の組み合わせで仕組まれていること。理念的には、4種または5種の運用基準価格を組み合わせた制度

表2 運用基準価格の組み合わせによる制度の類型区分

	(1)基 本 型	(2)変 型[i]	(3)変 型[ii]	(4)変 型[iii]
		$R$ の導入	$H^\circ$ の導入	$R$ , $H^\circ$ の導入
I 型	$G$	$R$ , $G$ (京都府の制度)		
II 型	$G$ , $L$ (国の制度)	$R$ , $G$ , $L$		
III 型	$H$ , $G$	$H$ , $R$ , $G$	$H^\circ$ , $H$ , $G$ (神戸市の制度)	$H^\circ$ , $H$ , $R$ , $G$
IV 型	$H$ , $G$ , $L$ (東京都の制度)	$H$ , $R$ , $G$ , $L$	$H^\circ$ , $H$ , $G$ , $L$	$H^\circ$ , $H$ , $R$ , $G$ , $L$

(注)  $G$ : 保証基準価格  $L$ : 最低基準価格  $H$ : 上限卸売価格  $H^\circ$ : 生産打ち切り価格  
 $R$ : 高収益積立基準価格

を設定することができるが、仕組みの複雑化は運用面のはん難化につらなることが危惧されているといえよう。

第二。仕組みとしては簡明な I-(1)及び III-(1)が制度化されていないのは何故か。その基本的な理由は、G の設定のあり方について、明確な考え方が確立していないことによると思われる（後述）。

第三。II-(2), III-(2)のように比較的仕組みが簡明で、受取り価格の安定化効果の期待できる制度が具体化されていないのは、前述したように、R 設定に対する生産者の無理解があると判断されること。

### III. 制度運用基準価格の決定理論

#### 1. 制度運用基準価格設定の現状と問題点

制度運用基準価格をどう設定すべきかについては、関係者の間の大きな関心事でありながら、現状では確定的な方法が明確にされていない。ほとんどの場合恣意的な域を出ていない実情にある。

その場合、制度の根幹をなす保証基準価格に関しては、それ自体を政策的に追求すべき保証価格水準と誤認されているという状況があることも無視しえない。

国の制度が「業務対象年間」という形で端的に示しているように、野菜価格安定制度の本来の趣旨は、一定年間において、市場実現価格が安値補てんによって補正された補正卸売市場価格の水準が、特定の追求されるべき価格水準（保証価格水準）に近づくことを意図するものである。その保証価格水準が、例えば生産費 C に見合う水準のものであるべきだとしても、それは単年度においてではなく、数年にわたる期間において当該制度を通じて実現される補正価格水準が、生産費 C に合致するように仕組まれなければならない。もし、保証基準価格 = 保証価格水準 (= 生産費 C) という形で基準価格を設定するとすれば、それを上回る市場価格が実現した時、それはすべて超費余剰として生産者に帰属することとなるから、価格変動の激しい野菜の場合には、著しい価格支持効果を生み出すことになるであろう。

#### 2. 制度運用基準価格の決定理論——特に保証基準価格について——

そこで、どう考えるべきか。若干の理論的考察を試みてみよう。

A. 制度対象出荷者が対象時期について一定年間に直面する卸売価格 (x) の相対度数分布函数を

$$y=f(x) \dots (1)$$

とする。ただし、その定義域は

$$A \leq x \leq B \dots (2)$$

A …… 出現最低卸売価格

B …… 出現最高卸売価格

従って、

$$\int_B^A f(x) dx = 1 \dots (3)$$

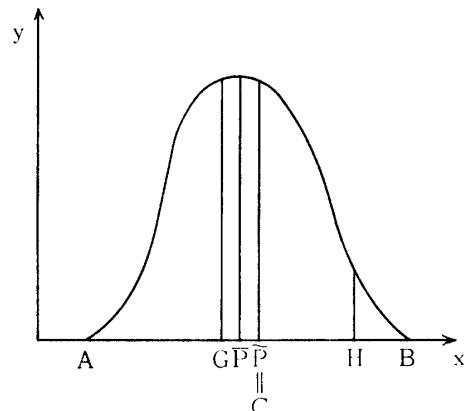


図 1 卸売価格の相対度数分布函数

この場合、同期間の卸売価格 (x) の平均値  $\bar{P}$  は、

$$\bar{P} = \int_A^B x \cdot f(x) dx \dots (4)$$

#### イ. 保証基準価格 (G) 決定式の導出

目的——対象期間において対象出荷者の実現平均単価が生産費 (C) に見合う水準になるよう G を決定すること。

① case I [ $\bar{P} < C$  である場合、制度による補正平均価格  $\tilde{P} = C$  になるようにするには、保証基準価格 G をどこに定めればよいか。]

$A \leq x \leq G$  の領域では  $x=G$  (低落分全額補てんとする) であるから、

$$\tilde{P} = \int_A^G G f(x) dx + \int_G^B x \cdot f(x) dx$$

$$= \int_A^G x \cdot f(x) dx - \int_A^G x \cdot f(x) dx + \int_A^G G \cdot f(x) dx$$

$$= \bar{P} + \int_A^G (G - x) f(x) dx \dots (5)$$

$$\tilde{P} = C$$

$$\therefore C = \bar{P} + \int_A^G (G - x) f(x) dx \dots (6)$$

$\rightarrow G$  決定可能。

② case II [case I において、上限卸売価格 H が設定されている場合には、保証基準価格 G の

水準はどうなるか？】

$A \leq x \leq G$  の領域では  $x=G$  (低落分全額補てん), また  $H \leq x \leq B$  の領域では  $x=H$  (上限セリ止め) であるから,

$$\tilde{P} = \bar{P} + \underbrace{\int_A^G (G-x)f(x)dx}_{G} + \underbrace{\int_H^B (H-x)f(x)dx}_{-H} \cdots (7)$$

$$C (= \tilde{P}) = \bar{P} - H + G \cdots \cdots \cdots (8)$$

→ G決定可能。

ウ. 生産者打ち切り価格 ( $H^o$ ) が設定されている場合には,  $H$  の代りに  $H^o$  を置き替えればよい。

#### IV. 制度類型間の効果特性等の比較

##### 1. 冬キャベツの価格発現度数分布の計測

本研究では、前述の卸売価格の相対度数分布函数の計測にまでは進み得なかつたが、その次善の策として、冬キャベツを事例に、価格発現度数分布を計測し、その結果を用いて、制度類型間の諸特性の差異を比較検討することとした。

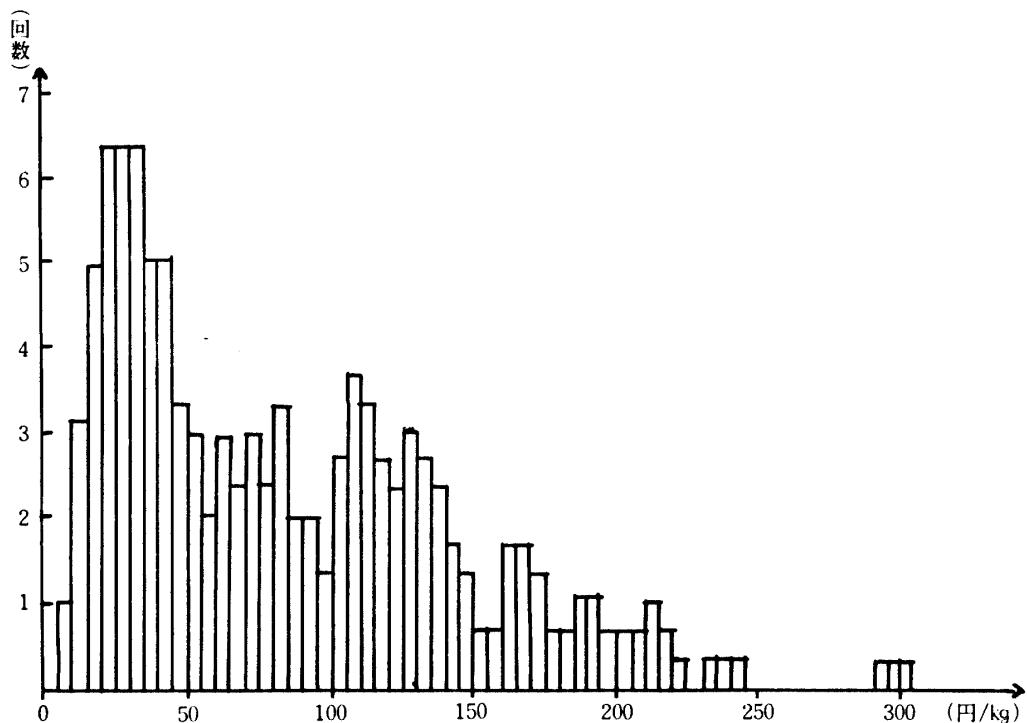
図2は、キャベツの価格発現度数分布を示したグラ

フである。このグラフは次のようにして導出した。まず、国の制度に準じて冬キャベツの出荷時期を1月上旬から4月中旬まで(11旬)とし、観測期間を昭和42年から51年の10年間とした。データは、農林省『青果物卸売市場調査報告』の京都市中央卸売市場の旬別価格を用い、110個(11旬×10年)の時系列データを直線回帰方程式により現在値に定常化したものを、5円きざみの度数分布グラフにまとめ、さらに、3区間移動平均度数分布に修正したものである。同図によれば、例えば、価格が5円から10円の範囲に暴落した回数は、過去10年間に発生した110回の旬別価格のうち1回であったことを示す。また同図から明らかなように、kg当たりの価格が250円以上に暴騰することは非常にめずらしいこと、15円から40円の範囲での価格形成頻度が比較的高く、150円以上の価格形成頻度は、急速に低下することが知られる。

##### 2. 制度類型間の特性比較

図3は、図2に示した価格発現頻度の計測結果をもとにして、各制度類型の諸特性の計測方法を示したものである。

いま度数分布計測区間を  $x$  円とし、過去の最高の市



注 1) 京阪神市場に関する冬キャベツの時期区分は1月上旬～4月中旬

2) 計測期間は昭和42年1月～51年4月

3) 区間は5円

4) データは京都市中央卸売市場の旬別価格。

図2 冬キャベツの価格発現度数分布グラフ

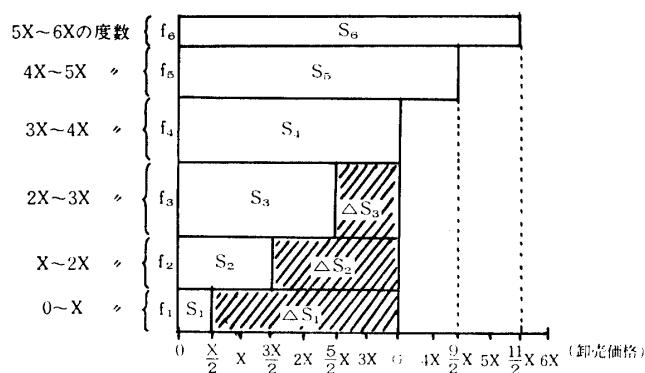


図3 價格発現度数をもとにした各制度類型の特性の計測方法の説明

場価格が  $5x \sim 6x$  円区間にあったとする。また、 $0 \sim x$  円区間の度数を  $f_1$ 、 $x \sim 2x$  円区間の度数を  $f_2$ 、以下、 $f_3$ 、 $f_4$ 、 $f_5$ 、 $f_6$  とすると、 $0 \sim x$  円区間での生産者受け取り額は、 $f_1$  と、 $0$  と  $x$  の中間値  $\frac{x}{2}$  の積と考えられ、それを面積  $S_1$  で表わすことができる。以下、各区間での同様の計算によって、 $S_1 \sim S_6$  の和が生産者の全受け取り額となる。それを  $f_1 \sim f_6$  の和（全度数）で割れば、価格安定制度がない場合の平均卸売価格  $\bar{P}$  となる。

次に、たとえば、表2におけるI型-(1)の安値補てん効果を考えるとする。いま保証基準価格 ( $G$ ) が  $3x$  と  $4x$  の中間値 ( $\frac{7}{2}x$ ) に設定されているとした場合、補てん率を 1.0 として、 $G$  を下回った価格と  $G$ との差がすべて補てんされるから、この時の生産者の全受け取り額は、 $S_1$  から  $S_6$  の和に、 $\Delta S_1$  から  $\Delta S_6$  の和をプラスしたものとなる。その値を全度数、すなわち

$f_1$  から  $f_6$  の和で除せば、補正された平均卸売価格  $\tilde{P}$  (補給金込み生産者受取り価格) となる。また、その補正に必要な単位当たりの必要資金額、すなわち資金造成単価は、 $\Delta S_1$  から  $\Delta S_6$  の和を、全度数で割ればよいことになる。

・制度がない場合の平均卸売価格  $\bar{P}$  の算式

$$\bar{P} = \frac{S_1 + S_2 + \dots + S_6}{f_1 + f_2 + \dots + f_6}$$

・I型-(1)の効果による補正平均卸売価格  $\tilde{P}$  の算式

$$\tilde{P} = \frac{(S_1 + S_2 + \dots + S_6) + (\Delta S_1 + \Delta S_2 + \Delta S_3)}{f_1 + f_2 + \dots + f_6}$$

・I型-(1)の運用に必要な資金造成単価  $F$  の算式

$$F = \frac{\Delta S_1 + \Delta S_2 + \Delta S_3}{f_1 + f_2 + \dots + f_6}$$

以上の計測方法によって、次の三つのケースについて検討を行った。その場合、各制度類型別の運用基準価格の設定水準に関しては、表1に示した現行レベルを前提とすることとした。

Case I : 各制度類型の保証基準価格 ( $G_i$ ) を国の保証基準価格 ( $G_N$ ) に一致させた場合

①国の制度で実現される補正卸売価格 ( $\tilde{P}_N$ ) に比べて、各制度で（及び制度がない場合に）実現されるそれ ( $\tilde{P}_i$ ) はどうなるか。

②国の制度の場合の資金造成単価 ( $F_N$ ) に比べて各制度のそれ ( $F_i$ ) はどうなるか。

Case II : 各制度の補正卸売価格 ( $\tilde{P}_i$ ) を国の補正

表3 各制度類型の効果特性等の計測結果

	Case I ( $G_i = G_N$ )		Case II ( $\tilde{P}_i = \tilde{P}_N$ )		Case III ( $F_i = F_N$ )	
	① $\tilde{P}_i / \tilde{P}_N (\%)$	② $F_i / F_N (\%)$	② $F_i / F_N (\%)$	③ $G_i / G_N (\%)$	① $\tilde{P}_i / \tilde{P}_N (\%)$	③ $G_i / G_N (\%)$
制度がない時	90.4	—	—	—	90.4	—
I型	(i)	126.4	128.6	100.0	86.7	100.0
	(ii)(京)	92.7	128.6	100.0	122.4	100.0
II型	(i)(国)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(ii)	90.1	100.0	100.0	134.5	100.0
III型	(i)	98.0	128.6	148.0	104.1	95.2
	(iii)(神)	100.0	147.4	148.0	97.2	95.2
IV型	(i)(東)	95.4	100.0	148.0	118.3	95.2
	(iii)	97.3	119.9	148.0	111.2	95.2

卸売価格 ( $\tilde{P}_N$ ) に一致させようとした場合。

②資金造成単価はどうなるか。 ( $F_N$  と  $F_i$  の対比)

③国の制度の保証基準価格 ( $G_N$ ) に比べて各制度のそれ ( $G_i$ ) はどうなるか。

Case III 各制度の資金造成単価 ( $F_i$ ) を国の資金造成単価 ( $F_N$ ) に一致させた場合

①保証度はどうなるか。 ( $\tilde{P}_N$  と  $\tilde{P}_i$  の対比)

③ $G_N$  に比べて  $G_i$  をどう設定する必要があるか。 ( $G_N$  と  $G_i$  の対比)

以上の3ケースについての計測結果は表3に示した通りである。ケースIの計測結果は、まず国の現行制度は、もし冬キャベツの過去10年間の価格水準別の卸売価格の発現頻度が、現状においても再現されつつあるとすれば、制度がない場合に比べ、安値補てんを通じて市場実現卸売価格を9.6%上積み補正する効果を持っていることが明らかとなった。

また、I型の(1)、すなわち、国の制度から最低基準価格Lを排除した場合(足切り制度の廃止)には現行制度より保証度が26.4%も大幅に高まるが、資金造成単価も28.6%と大幅にアップしなければ制度運用が成り立たないことが知られる。神戸市の現行制度は、生産者対策としても、消費者対策としても相当手厚いものとなっているが、保証基準額を国の水準にあわせた場合の生産者に対する保証度は国それと変らず、しかも資金造成単価は国の47.4%アップとならざるを得ないことを示している。その差は言うまでもなく、消費者対策としての行政コストの上積みを意味する。

次にケースIIの計測結果から知られる注目すべき点は、I-(1)の場合に示されるように、国の制度から最低基準価格を排除した場合には、保証基準価格の水準を13.3%引き下げても保証度を現行水準と同水準に保つことができること、また当然のことながら、上限卸売価格がセットされているIII、IV型では、資金造成单

価が国の制度に比べ48%も高くなる点である。

ケースIIIの計測結果からは、同一資金造成単価を前提とした場合、上限卸売価格がセットされているIII、IV型の生産者に対する保証度が、4.8%劣っていること(上記の点の逆の帰結)、高収益積立方式をとる京都府型の制度では、保証基準価格水準を国のそれに比べて22.4%アップする必要のあることが明らかとなった。

以上の諸結果から明らかなように、各制度の特性は運用基準価格の設定のあり方によってあらわれること、さらにそれらの運用基準価格の適正妥当な設定は、価格水準別の価格発現頻度、さらには卸売価格の相対度数分布函数の計測を不可欠の前提とするのである。

### 注

1) 各制度の概要については、下記の論稿を参照のこと。

藤谷築次：野菜価格安定制度の経済分析一特に「東京都方式」を中心として一、京都府大学報・農、30、38~46。

藤谷築次他：神戸市における野菜価格安定対策の現状と今後の方向、神戸市農政局(1976)。

京都府野菜経営安定資金協会定款・業務方法書  
農林省食品流通局監修：野菜関係法令通達集、大成出版社(1977)。

2) いわゆる「京都方式」は、粗収益保証にその基本的特徴があるが、ここでは運用基準粗収益の考え方のみを抽出したわけである。なお実際には、造成資金残額の限度内でしか補てんできない仕組みになっており、その点でLの設定と類似の制約条件があることに注意。

3) 神戸市の制度では、H及びH°を設定しない制度対象品目に関しては生産費の75%水準にGが定められている。ここではそのケースを別種の制度とみなし、ここで考察からは除外している。

### Summary

In order to rationalize the system for stabilization of vegetable price and make its working more effective, it is very important to set the basic prices for the working of the system at optimum levels. But, the rational method of basic price setting has not yet developed.

In this paper, first of all, we investigated the functions and characteristics of the basic prices set in the national system and systems of Kyoto

Prefecture, Kobe City and Tokyo Metropolis.

Secondly, standing on the results of above investigation, we tried to classify vegetable price stabilization systems into 12 types on the basis of combination of basic prices, and to examine how to set the guarantee basis price (basic price G) mathematically.

Furthermore, for a sample examination, as to winter cabbage (shipping period: from first decade

of January to second decade of April), we measured the frequency in revelation of average market prices of every decade of the shipping period in past 10 years by price level, and standing on the results, we compared the characteristics and the effects of price stabilization among those systems.

The consequences were as follows:

- 1) The basic price  $G$  should not be considered "goal price" which the system pursues, but be

considered "inducing price" by which the system can bring about the producers' price to "goal price" through the term of business year (for 3 years).

- 2) The optimum level of the basic price  $G$  is under the control not only of the price-fluctuation pattern of the vegetable in question but also of the setting levels of the other basic prices.